

○いちき串木野市公益活動等支援のための備品貸付に関する要綱

平成 23 年3月 31 日告示第 52 号

改正

平成 26 年3月 31 日告示第 68 号

いちき串木野市公益活動等支援のための備品貸付に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の自主的な公益活動等を支援し、市民と行政による共生・協働のまちづくりを推進するため、いちき串木野市物品規則(平成 17 年いちき串木野市規則第 45 号。以下「規則」という。)第 15 条第 1 項の規定に基づき、市が所有する備品を事務又は事業に支障のない範囲内において貸し出すことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸付備品)

第2条 貸し付けることができる備品(以下「貸付備品」という。)は、別表のとおりとする。

(貸付対象者)

第3条 貸付備品の貸付けを受けることができる者(以下「貸付対象者」という。)は、自主的な公益活動(営利、宗教、政治活動等を目的とする活動を除く。)を行う、次に掲げる市内の団体とする。

- (1) 地区まちづくり協議会(市内の一定の区域ごとに自治公民館や婦人会、各種団体で構成する自治組織で市長が適当と認めたもの)
- (2) 地区自治公民館、自治公民館
- (3) 婦人会
- (4) 高齢者クラブ
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(貸付けの対象となる公益活動等)

第4条 貸付備品の貸付けの対象となる公益活動等は、前条の貸付け対象者が行う次の各号のいずれかに該当する活動とする。

- (1) 市内の道路、河川、公園、学校その他公共施設等の美化、清掃活動
- (2) 防犯パトロール
- (3) スポーツ大会、イベント等
- (4) 道路の簡易な維持又は修繕作業
- (5) その他、市長が特に必要と認める活動

(使用区域)

第5条 貸付備品を使用できる区域は、いちき串木野市の区域とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(貸付日時)

第6条 貸付備品は、次に掲げる日(12月29日から翌年1月3日までの日は除く。)の午前7時から午後10時までの間、貸し付けるものとする。ただし、市長が特に必要と認められた場合は、この限りでない。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
(借用申請)

第7条 貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、貸付けを受けようとする日の1か月前から7日前までに、規則第15条第1項後段に規定する市有物品借用申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

(貸付けの許可)

第8条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に通知する。この場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(貸付けの取消し等)

第9条 市長は、前条の規定により許可を受けた申請者(以下「使用者」という。)に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付備品の使用許可を取り消し、又は備品の返還を命ずることができる。

(1) 災害等緊急かつやむを得ない事由により、貸付備品を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。

(2) 使用上その他の事情で貸付備品に不備が生じたとき。

(3) 使用者がこの要綱又は貸付条件に違反したとき。

(4) その他市長が貸し付けることが適当でないとき。

(管理責任)

第10条 使用者は、貸付備品を善良な注意をもって管理するものとする。また、使用者は貸付備品を転貸し、又は他の目的に使用してはならない。

(返却)

第11条 使用者は貸付備品の使用を終えたときは、借受け前の現状に復して、速やかに返却しなければならない。

(負担)

第12条 貸付備品の使用に際し、必要な経費は、使用者の負担とする。

2 使用者は、貸付備品に損害を生じさせたときは、修繕及び賠償の責任を負うものとする。

(事故責任)

第13条 貸付備品の使用によって生じた事故等に関しては、使用者の責任において処理するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日告示第68号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

貸付備品

備品項目	数量	保管場所	所管課	備考
会議用長机	16台	串木野庁舎地下 会議室	総務課	室内使用
会議用アルミパイ プ椅子	84脚	串木野庁舎地下 会議室	総務課	室内使用
国旗	3流	総務課	総務課	900mm×1,350mm
市旗	3流	総務課	総務課	890mm×1,350mm
プロジェクター	1台	政策課	政策課	室内使用
スクリーン	1面	政策課	政策課	室内使用
スピーカーセット	1組	政策課	政策課	有線マイク 1本 ハンドマイク2本
平スコップ	10本	水防倉庫	土木課	
剣先スコップ	10本	水防倉庫	土木課	
フォーク	5本	水防倉庫	土木課	
ノコギリ	5丁	水防倉庫	土木課	
ナタ	5本	水防倉庫	土木課	
高枝ノコギリ	1丁	水防倉庫	土木課	4m
キャタツ	1台	水防倉庫	土木課	
2段ハシゴ	1台	水防倉庫	土木課	
手押芝刈り機	1台	水防倉庫	土木課	
1輪車	2台	水防倉庫	土木課	
カラーコン	10個	水防倉庫	土木課	
チェーンソー	2台	水防倉庫	土木課	
蓋の持ち上げ機	2台	水防倉庫	土木課	

シート	5枚	水防倉庫	土木課	5.5m × 5.5m
灯光器	1基	水防倉庫	土木課	
草刈機	3台	水防倉庫	土木課	
テント	16張	多目的グラウンド	市民スポーツ課	体育行事のみ(祭り、バザー等へは貸付不可)
長机	30台	多目的グラウンド	市民スポーツ課	屋外使用
椅子	100脚	多目的グラウンド	市民スポーツ課	屋外使用
ニュースポーツ用具	各種	体育センター・市来体育館・総合体育館	市民スポーツ課	
スターターセット	1丁	市民スポーツ課	市民スポーツ課	紙雷管は各自で準備
ストップウォッチ	10個	市民スポーツ課	市民スポーツ課	
ストップウォッチ用プリンター	3台	市民スポーツ課	市民スポーツ課	プリンター用紙は各自で準備
箱形スピーカー	1組	市民スポーツ課	市民スポーツ課	
スーパーメガホン	2本	市民スポーツ課	市民スポーツ課	電池は各自で準備
ハンドマイク	2本	市民スポーツ課	市民スポーツ課	電池は各自で準備
マイクスタンド	2本	市民スポーツ課	市民スポーツ課	
紅白旗	20流	市民スポーツ課	市民スポーツ課	
トランシーバー	3個	市民スポーツ課	市民スポーツ課	電池は各自で準備
国旗	1流	市民スポーツ課	市民スポーツ課	

市旗	1流	市民スポーツ課	市民スポーツ課	
会議用机	20台	消防本部会議室	消防本部	室内使用
折りたたみイス	30脚	消防本部会議室	消防本部	室内使用
カード立て	26個	消防本部	消防本部	
名札入れ	36ケース	消防本部	消防本部	
会議用机	5台	いちき分遣所	消防本部	室内使用

別記様式(第7条関係)

市 有 物 品 借 用 申 請 書

年 月 日

いちき串木野市長 様

申請者 住 所

団体名

代表者名

印

電話番号

(当日連絡が取れる電話番号)

いちき串木野市公益活動等支援のための公用備品貸付に関する要綱第7条の規定により、下記のとおり申込みます。

記

1 使用目的

2 使用場所

3 借用する備品

品 目	数 量	使用する期間
		年 月 日 時から 年 月 日 時まで
		年 月 日 時から 年 月 日 時まで
		年 月 日 時から 年 月 日 時まで
		年 月 日 時から 年 月 日 時まで
		年 月 日 時から 年 月 日 時まで

4 返却予定年月日時

年 月 日 時